

最大15万円

全業種  
対象

## 令和4年度「店舗改修等補助事業」のお知らせ

市内の店舗・事務所・工場等の改装・改修費用の一部を補助します

小平商工会では、地域経済の活性化のために、市内事業所が市内の建設事業者を利用しておこなう改装・改修にかかる経費の4分の3を補助します。工事の理由、期待される効果等を審査して認められた事業者に対し、最大15万円を補助します。

**応募期間：令和4年8月30日（火）午前9時00分～9月30日（金）午後5時30分**

（郵送の場合、9月30日（金）必着）

外部専門家による審査のうえ補助対象先を決定します。（先着順ではありません）

採択・不採択にかかわらず結果をご通知いたします。

### 1. 申請要件

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 市内で事業を営む個人、または市内に登録簿上の本店・営業所等がある法人
- (2) 小平商工会の会員、または採択後に小平商工会に加入できる事業者（会費等の未納が無いこと）
- (3) 市税の滞納が無く、関係法令等に違反していないこと
- (4) 令和2年度または令和3年度に「店舗改修等補助金」の交付を受けていないこと
- (5) 床面積の合計が1,000㎡以内の店舗・事業所・工場等
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと
- (7) 反社会的勢力との関係がないこと
- (8) 申請者と工事業者が一緒でないこと

### 2. 補助対象経費

以下のすべての要件を満たす工事費用。

- (1) 市内の建設事業者（家電量販店やシルバー人材センター等を除く）を利用して実施する改装・改修にかかる費用
- (2) 令和4年4月1日以降に開始して令和5年1月末日までに完了する工事費用（遡及適用）
- (3) 税抜き金額10万円以上の工事費用

### 3. 補助対象工事

市内の店舗・事務所・工場等の以下の工事。※工事の……よりは具体例。

- (1) 内装工事……床・壁・天井の張替え、室内のバリアフリー化、等
- (2) 外装工事……外壁の塗装・防水、等
- (3) 看板等工事……看板（欄間、袖）の設置、テントの張替え、等
- (4) 電気工事……照明のLED化、等
- (5) 給排水工事……厨房の改修、トイレの高性能化、等
- (6) コロナ感染拡大防止のための対策工事
- (7) その他……空調・換気設備の設置工事、等

以下の工事は対象外とします

- (1) 外構工事、害虫駆除・消毒、浄化槽の設置、車庫・物置等工事、造園工事
- (2) 自宅兼店舗・事務所等の工事の場合、事業にかかる部分以外の工事
- (3) 税抜き金額10万円未満の工事

～ 裏面もご覧ください ～

## 4. 補助率・限度額

補助対象工事に要する費用のうち、補助対象と認められる経費（税抜き10万円以上）の4分の3。1円未満切り捨て。最大15万円。

## 5. 応募方法

以下の「応募時の提出書類」を小平商工会へご提出（持参または郵送）ください。書類の返却はいたしません。

### 【応募時の提出書類】

- (1) 交付申請書  
必要事項をご記入ください。
- (2) 施工前の店舗・事務所・工場等の入口周辺がわかる写真、および工事箇所の施工前の様子がわかる写真
- (3) 市民税が記載されている納税証明書  
ただし、1ヶ月以内に納付していて納付が確認できない場合は、領収書の写し
- (4) (個人の場合) 営業の実態がわかる書類として、直近1期分の確定申告書の写し  
(法人の場合) 3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書  
\*市内店舗等が本店所在地と違う場合は、関係のわかる書類として、  
営業許可証の写し等のご提出もお願いいたします。
- (5) 改装・改修工事をする店舗・事務所・工場等が「賃借」の場合は、賃貸借契約書の写し

\*申請に際しての詳細は、「実施要綱」をご一読ください。



「申請書」をデータでご希望される場合は、小平商工会ホームページをご覧ください。

<https://www.kodaira.or.jp/>

紙媒体とはなりますが、小平商工会の窓口でもお渡しいたします。

お申込み・お問合せ先：

小平市小川町2-1268 電話：042-344-2311 小平商工会（担当：菅原）